

不適切な事務処理により 本市債権が回収不能となったことについて

不適切な事務処理により、この度、本市の債権が回収できなくなりましたことにつきまして、経過、原因および対応などを報告いたします。

○経緯

本市は、平成6年に市内大型商業施設への出店を後押しするため、貴金属等販売業者（平成27年解散済）と信用保証契約（市が融資に対する保証を行い、返済が滞った場合には事業者に代わって金融機関へ弁済をする契約）を結び、この契約に基づき、当該業者（以下、「業者」という）は金融機関から2,000万円の融資を受けました。

しかし、業者が経営難となったことから、本市が平成12年10月、金融機関に融資残額の11,644,498円を業者に代わって弁済し、業者への債権を取得しました。

同年から平成24年までの間に、業者の保証人から、79,500円の返済と、平成16年9月の担保物件の売却による配当金20万円を受領しましたが、担当課はいずれも「債権への弁済」ではなく「雑入」として会計処理するなど、適正な債権管理事務を怠っていました。令和2年11月に発覚し、本年3月30日に業者の清算人から債務の時効が成立しているとの申し出があり、市が金融機関へ弁済した金額（11,644,498円）と遅延損害金（14,024,529円）から、返済済額（279,500円）を引いた「25,389,527円」の回収ができなくなりました。

○原因および対応

この件については、重大事案であることから、市では弁護士など5名で構成する「第三者委員会」を設置し、回収不能となった原因や再発防止策などの審議をしていただきました。

【第三者委員会 審議結果】

- ①債権回収が不能となった主たる原因は、平成12年の金融機関への弁済時と平成16年の担保物件売却の配当金受領時の債権管理に係る不適切な事務を防ぐことができず、かつ、経年的に不適切な事務を積み重ねた市の組織体制にある。
- ②平成12年および平成16年時の業者の経営や担保物件の状況から、客観的に見て債権回収は困難であり、最終的に債権放棄されるべき案件であったと推測されるが、現状から推定すると、債権を適切に管理していた場合、200万円程度を回収できた可能性はある。
- ③債権が回収不能となった責任と賠償請求については、特定の職員個人に賠償請求することはできないが、担当課の法令・規則などの違反は明らかであるため、当該行為は市の組織体制に起因するものである。
- ④市は、適切に債権回収事務を行ったとしても、回収がほとんど見込めない状況を勘案すると、市の損失と各不適切行為との間に直接的な因果関係は認められないものの、社会的または道義的観点から、市により何らかの損失補填的対応をすることは可能である。

上記の審議結果を受け、市では、①管理職員の検閲能力・リスク管理能力の強化、②全職員を対象とした事務引き継ぎ体制の見直しと徹底、③不測の債権を発生させないための入念な議論・シミュレーションを経た制度設計、などの再発防止策を講じるとともに、今回の事案については、関係職員個人の責任は求められないものの、市民の信頼を失墜させるものであり、市として社会的・道義的責任を果たすため、回収の可能性があると考えられた200万円程度を補填する措置を、以下のとおり講じることといたしました。

- (1) 市長、副市長および教育長の報酬について、15%、10%および7%をそれぞれ6ヵ月間減額【合計204万円】
- (2) 平成12年および平成16年時の市長、助役、収入役および管理職など、また在職中の管理職からの寄付（総数38人）【合計117万円】

市民の皆さまへ

この度の不適切な事案により、本市債権が回収不能となったことについては、誠に遺憾であり、市民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

平成12年および平成16年の当時は、分任出納員制度を導入しており、各課における事業に係る事務と会計処理を分担していたため、連携の不備などにより債権管理事務に係る会計処理が適切に行えておりませんでした。

平成18年に同制度は廃止しており、また、平成22年には「守山市債権の管理に関する条例」を制定し、事務と会計処理を一体的に行っていることから同様の事態は発生しないものと考えておりますが、債権管理は行政の最も基本的な事務であることから、このような事態が二度と発生しないよう、適切な債権管理を行ってまいります。

守山市長 宮本和宏